

2016年4月1日

経済産業大臣  
林 幹雄 様

日本生活協同組合連合会  
専務理事 和田 寿昭

## 液化石油ガス流通に関わる要望書

液化石油ガス（以下 LP ガス）は、全国総世帯の 4 割にあたる約 2,400 万世帯で利用されており、生活に欠くことのできない重要なエネルギーです。また、災害時には、電気や都市ガスなどと独立した供給ラインとして、その役割が大きく期待されています。しかし、現在の LP ガス事業においては、原油価格が下落しているにも関わらず、それに見合って小売価格が下がらない下方硬直性、料金体系が消費者にとって分かりにくいという不透明性、取引方法に関わるトラブルの発生など、様々な問題が起きています。

今年 4 月には電気小売事業の自由化が始まり、2017 年 4 月には都市ガス小売事業の自由化が始まるなど、消費者がエネルギーを選択できる時代に入ってきています。電気や都市ガスと同じ家庭用エネルギーでありながら、LP ガス流通において、こうした問題を残しておけば、LP ガス業界全体が消費者からの信頼を失い、徐々に競争力を失い衰退化が避けられなくなると考えます。そのため、あらためて公平で透明性のある業界として消費者から支持を得られるよう、現状の問題点を改善していく必要があります。以上を踏まえ、LP ガスに関わる諸課題への対応について、以下の通り、要望いたします。

### 1. 国による LP ガス流通に関わる指針（ガイドライン）の策定を要望します。

国による LP ガス流通に関わる指針（ガイドライン）の策定を要望します。2016 年 4 月より自由化される電気においては、経済産業省が「電力小売営業の指針」（2016 年 1 月）、経済産業省と公正取引委員会が共同で「適正な電力取引についての指針」（2016 年 3 月）を定めており、小売分野や卸分野における適正な電力取引の在り方を示しています。また、来年 4 月の都市ガスの自由化に向けて、同様に指針（ガイドライン）を策定することが予定されています。LP ガス事業においても、国による小売営業や適正な取引のあり方を示す指針（ガイドライン）の策定を要望します。

### 2. 標準的料金メニューの公表を義務づけることを要望します。

LP ガスの料金は、同一事業者内でも何種類もの料金表があったり、個別宅ごとに異なった料金が設定されたり、それが事業者内でも整理されていない事例もあることが明らかになってきています。こうした中、料金メニューを公表している事業者は、全体のわずか 0.9% となっており、利用者からすれば支払っている料金について、他社と比べることができず、実質的に選択ができない状況にあります。その結果、原油価格が下落しているにも関わらず、家庭向けの LP ガス小売料金はあまり下がらず、下方硬直性の問題が起きています。LP ガス業界においても、消費者が安心して利用できる価格環境を整えるため、ホームペー

ジなどを活用して、標準的な料金メニューの公表を義務づけることを要望します。

具体的には、国の定める「指針（ガイドライン）」において、標準的な料金メニューの公表をしないことを「問題となる行為」とし、是正を求めることができるようにすべきと考えます。（以下、「義務づけること」という場合には、上記のような是正措置をとれるようにすることを指します。）

### **3. 賃貸型集合住宅の賃貸借契約時には、重要事項説明への LP ガスの事業者名の記載と LP ガス料金の提示を要望します。**

賃貸型集合住宅においては、貸主の要請や業界の慣習により、給湯器や配管工事をガス会社の負担で設置し、その分を料金に含めているケースがあります。これによって、同じエリアでも一戸建てと集合住宅とでは料金に差が出ています。賃貸契約時において、LP ガスの事業者名や料金などが明示されていないため、家賃の安い賃貸住宅を選択しても、家賃に LP ガス料金を加えると、結果として家賃の高い賃貸住宅よりも費用が高くなってしまいうケースもありえます。また、賃貸型集合住宅の利用者は、自らの意思で LP ガス業者を変更したり、都市ガスやオール電化に変更することはできません。消費者が適切な選択ができるように、賃貸借契約における「重要事項説明」への「LP ガスの事業者名」の記載と LP ガス料金表の提示を要望します。

### **4. LP ガスの契約時には、書面交付だけでなく、対面での説明を徹底することを要望します。**

LP ガスの取引を始める際には、料金構成やその内容、設備の所有権などを消費者にわかりやすく書いた書面を交付することが義務づけられています。しかし、これらの内容が記載された書面で交付されるだけなので、消費者は契約内容などの重要な情報について認識されないままとなっているケースも多くあります。取引の契約を行う際には、書面による交付のみでなく、対面での説明を徹底することを要望します。

### **5. LP ガス料金値上げなど料金改定時には、改定内容とその理由を記載した書面の事前通知を義務づけることを要望します。**

一部の LP ガス業者では唐突に料金が値上げされるなどのケースがあります。生活から切り離せない家庭用エネルギーである LP ガスが、業者の都合によって消費者に何の説明もなく一方的に値上げされるようなことがあってはなりません。LP ガス料金の値上げなど料金改定時には、改定の内容とその理由を記載した書面の事前通知を義務づけることを要望します。

### **6. LP ガス料金の明細について、請求書または領収書への記載を義務づけることを要望します。**

LP ガス料金の明細について、請求書や領収書に明記されていない場合が多く、利用者が支払っている料金の内容について不透明となっています。LP ガス料金においても、利用者が支払っている料金の構成を明確に伝える必要があります。基本料金や従量料金、その他

ガス機器に関わる費用などの料金明細を、請求書または領収書に明示することで、価格の透明性を確保していくことが必要です。LP ガス料金の明細について、請求書または領収書への記載を義務づけることを要望します。

**7. 今回の液化石油ガス流通に関わる措置への対応について、半年後（本年 10 月頃）にフォローアップを行う場を設けることを要望します。**

今回の液化石油ガスワーキンググループでまとめられた措置が実施された後に、対応がどのように進んだのか、一定期間後に検証を行い、もし不十分であれば、追加の対策を検討する必要があります。2017 年 4 月には都市ガス小売事業が自由化されるため、LP ガス業界は、先行してその模範となるべく、全国的に取り組みを進めていくことが重要です。そのため、半年後（10 月頃）にフォローアップを行う場を設けることを要望します。

以上